

特定非営利活動法人浜松フロイデ合唱団
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人浜松フロイデ合唱団という。

2 この法人は、英文では HAMAMATSU FREUDE PHILHARMONIC CHORUS と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、浜松市を中心とする静岡県西部地区並びに隣接する地区の住民に対して、演奏会等の文化、芸術の振興を図る事業を行うとともに、公募した市民による手づくりの演奏会を開催するための合唱練習や演奏会の広報等運営活動を行うことにより音楽の普及を図り、文化・芸術のかおり高いうるおいあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 一般市民の音楽鑑賞のための、ルードヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェン作曲「交響曲第9番合唱付き」の演奏会(以下「第九演奏会」という。)、その他の演奏会に関する事業
- (2) 合唱練習に関する事業
- (3) 一般市民に対し音楽の普及を図るための、セミナー、催事等に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、団員をもって法上の社員とする。

- (1) 団 員
- (2) 賛助会員
- (3) 協力会員

(団 員)

第7条 団員とは、この法人の目的に賛同して入団した個人をいう。

2 団員は、次に掲げる活動に真摯に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 第九演奏会、その他の演奏会の出演のための練習等の活動。
- (2) 第九演奏会、その他の演奏会の運営のための活動。

- 3 団員として入団しようとする者は、所定の入団申込書又は電磁的方法により申し込むものとする。理事長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入団を認めなければならない。
- 4 理事長は、前項の者の入団を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその者にその旨を通知しなければならない。

(団費の納入)

第8条 団員は、理事会において別に定める団費を毎年所定の納期限までに納入しなければならない。

(団員の資格喪失)

第9条 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 所定の退団届を提出したとき。
- (2) 前条の団費を正当な理由なく納期限までに納めなかったとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 第10条の規定により除名されたとき。

2 団員は、前項の退団届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 団員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、その団員を除名することができる。

- (1) 法令、この定款及び団の定める規程等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により団員を除名しようとするときは、その団員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第11条 賛助会員とは、この法人の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入する団体または個人をいう。

(賛助会員の退会)

第12条 賛助会員が次の各号の一に該当した場合は、退会とする。

- (1) 書面又は電磁的方法により、退会の意思を表明したとき。
- (2) 本人が死亡し、または賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 賛助会費の納入が2期連続して納期限までになかったとき。

(協力会員)

第13条 協力会員とは、この法人の目的に賛同し、資金又は役務の提供等の協力を申し出た個人をいう。

(協力会員の退会)

第14条 協力会員が次の各号の一に該当した場合は、退会とする。

- (1) 書面又は電磁的方法により、退会の意思を表明したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 2年以上連絡が取れなかったとき。

(抛出金品の不返還)

第15条 既に納入した団費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人

- (2) 副理事長 1人又は2人
- (3) 理事 3人以上15人以内(理事長及び副理事長を含む。)
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第17条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事会に出席し、理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、必要があると認めるときは、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第19条 役員任期は、2年又は就任後において開催される2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第22条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、団員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 団員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した団員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、団員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めのある場合を除き、出席した団員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第31条 団員の表決権は、一人につき一票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない団員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の団員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した団員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する団員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 団員総数及び出席者数(書面による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の解任
- (6) 団費及び賛助会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 運営委員会の運用に関する事項
- (9) 事務局の設置、事務局長の選任及び事務局の運用に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない団務の執行に関する事項

2 前項第3号、第4号及び第5号については、総会に報告しなければならない。

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事による臨時の動議提出を妨げない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 理事の表決権は、一人につき一票とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者がある場合はその旨及びその氏名)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名押印しなければならない。

(運営委員会)

第41条 理事会は、その方針のもとに団の運営に関する通常業務を行うため、団員により構成される運営委員会を組織する。

- 2 運営委員会の運用の詳細については、理事会において別に定める運営委員会規程による。

(事務局)

第42条 理事会は、法人運営業務その他前条の運営委員会の業務に属さない業務を行うため、この法人に事務局を置くことができる。

- 2 事務局の運用の詳細については、理事会において別に定める事務局運用規程による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 団費及び賛助会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、遅滞なく、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月末日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した団員の 4 分の 3 以上の多数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) この法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 団員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 団員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、団員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、浜松市に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において団員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の団員の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 なし
 - (2) 会費 12,000円
- 3 この法人の設立当初の賛助会員の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 10,000円
 - (2) 会費 年間1口 10,000円
- 4 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年7月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 13 年 12 月末日までとする。

附 則

- 1 平成 29 年 9 月 24 日開催の総会において一部変更を議決したこの定款は、所轄庁による認証の日から施行する。

設立当初の役員名簿

役職名	氏 名
理事長	中村直行
副理事長	晝馬るみ
副理事長	中村吉雄
理 事	中村健子
理 事	山内由紀子
理 事	中井美月
理 事	鈴木太
理 事	谷口伸彦
理 事	柳本和泰
理 事	岩崎知世
理 事	宮野なおい
理 事	松永育代
理 事	深澤啓二
理 事	細井敏夫
理 事	田畑武雄
監 事	永嶋公一
監 事	志波政明